

～ 長崎県以外の私立高等学校等に
在学している生徒の保護者の皆様へ ～



令和7年度 ※新1年生のみ対象
長崎県私立高等学校等奨学給付金について（早期給付）

長崎県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するために、奨学給付金を支給します。
今回は、特に入学時の負担が大きい新入生に対する一部給付の前倒しの案内です。

1. 支給要件

■令和7年4月1日現在において、次のすべての要件を満たしていること

- ①平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、高等学校等就学支援金又は専攻科の生徒は高等学校等修学支援事業費補助金の支給対象要件に該当していること（授業料全額減免のため受給していない場合を含む。）
- ②保護者が長崎県内に住所を有すること
- ③保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税、生活保護（生業扶助）受給世帯、もしくは令和7年4月1日までに保護者の失職等による家計急変で道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当する世帯であること

※上記支給要件を満たしていても、以下のいずれかに該当する場合は支給対象となりません

- ・令和7年4月1日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合
- ・他の都道府県から奨学のための給付金を受給する場合
- ・道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の判定において、保護者の全員又は一部が道府県民税及び市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住していない等の理由により、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できない場合

2. 支給金額

区分		高校生等1人あたりの給付額(年額)	今回支給額(1/4)	支給対象経費
生業扶助受給世帯の高校生等 (専攻科を除く)		52,600円	13,150円	授業料以外の教育に必要な経費
(生業扶助受給世帯を除く。) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割 非課税世帯	通信制の高校生等	52,100円	10,325円	
	通信制以外の高校生等	152,000円	38,000円	

※7月～翌年3月分に相当する額については、7月1日現在の状況に基づき支給の判断を行うため、改めて申請が必要です。(7月1日現在、支給の対象でなかった場合も、4～6月分の返還を求めることはありません。)

3. 申請方法

■ 次の提出書類を郵送又は持参により、直接、長崎県総務部学事振興課へ提出してください。

■ 申請書等の様式は、長崎県総務部学事振興課のホームページからダウンロードしていただくか、長崎県総務部学事振興課あてに請求してください。

県 HP 検索方法

【組織で探す】→【学事振興課】→【長崎県私立高等学校等奨学給付金】

4. 提出書類

■申請書の記入にあたっては、申請書に添付されている「記入上の注意」をご覧ください。
記入例を参考のうえ、記入もれや押印もれがないようにご注意ください。

なお、家庭状況に応じて記載書類の他に添付書類を求める場合がございますのでご了承ください。

1. 生活保護（生業扶助）受給世帯の高校生等

ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号）

- ・保護者等に長崎県外に住所を有する者が含まれる場合は、長崎県内に住所を有する保護者等が申請すること

イ 在学証明書（様式第2号）

ウ 生活保護（生業扶助）受給証明書（原本）

- ・続柄の記載があるもの
- ・令和7年4月1日以降に発行されたもの
- ・学校長の原本証明があれば、写しでも可

エ 通帳の写し

- ・申請者名義の口座
- ・口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページの写し

2. 令和6年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の高校生等

ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号）

- ・保護者等に長崎県外に住所を有する者が含まれる場合は、長崎県内に住所を有する保護者等が申請すること

イ 在学証明書（様式第2号）

ウ 保護者等全員の令和6年度（令和5年中の所得）の所得課税証明書、非課税証明書等（原本）

- ・学校長の原本証明があれば、写しでも可
- ・自営業などの場合は、「市町村民税・県民税の納税通知」でも可

エ 住民票謄本（原本）

- ・住民票は筆頭者及び続柄を記載したものを添付すること
- ・学校長の原本証明があれば、写しでも可

オ 通帳の写し

- ・申請者名義の口座

- ・口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページの写し

カ その他知事が必要と認める書類

- ・(入学時に成人年齢を超えている場合)扶養誓約書(第1号様式)

3. 保護者の失職等により収入が減少し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯の高校生等(家計急変)

ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書(様式第1号)

イ 在学証明書(様式第2号)

ウ 保護者等全員の収入が減少し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当することが確認できる書類

①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類(離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出など)

②家計急変後の収入を証明する書類(会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など)

③保護者等全員の令和6年度(令和5年中の所得)の所得課税証明書

④その他知事が必要と認める書類

(保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類等)

※添付する書類については、個別にご相談ください。

エ 住民票謄本(原本)

・住民票は筆頭者及び続柄を記載したものを添付すること

・学校長の原本証明があれば、写しでも可

オ 通帳の写し

・申請者名義の口座

・口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されているページの写し

5. 提出期限 令和7年5月30日(金)必着

6. 支給方法等

■支給の可否を決定・通知後、保護者等の口座に振り込みます。(8月頃を予定)

7. 問い合わせ先

長崎県 総務部 学事振興課

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL 095-895-2282 FAX 095-895-2547